

平成 28 年 8 月 26 日

各 位

株式会社 関西アーバン銀行

定額終身保険「やさしさ、つなぐ」の取り扱い開始について

株式会社関西アーバン銀行（取締役会長兼頭取：橋本 和正）は、平成 28 年 8 月 29 日（月）より、定額終身保険「やさしさ、つなぐ」（引受保険会社：三井住友海上プライマリー生命保険株式会社）の取り扱いを開始いたしますので、お知らせいたします。

新たに取り扱いを開始する保険は、豪ドル、米ドル、円の 3 種類の通貨から契約通貨をご選択いただけるとともに、様々な使い道がある生存給付金をお受け取りいただける商品です。

当行は、今後ともお客さまの多様なニーズにお応えするため、商品ラインアップの充実に努めてまいります。

1. 定額終身保険「やさしさ、つなぐ」の特色

（1）契約直後より一生涯の死亡保障をご準備いただけます。契約日 5 年後から死亡保険金が充実し、生存給付金・死亡保険金の総額は一時払保険料を上回ります。

（2）生存給付金を毎年お受け取りいただけます。お客さまのニーズに合わせて、受取回数は 5 回・10 回・20 回・30 回の中から選択が可能であり、また、契約者が被保険者となる場合は、本人以外に 3 親等以内の親族の方にもお受け取りいただけます。

※ 受取回数 … 外貨建：5 回・10 回・20 回、円建：10 回・20 回・30 回

（3）贈与税の基礎控除を活用した計画的な贈与が可能となります。また、その年の生存給付金の指定上限額を超えた額は、契約者本人がお受け取りいただけます。

※「相続時精算課税」を選択している場合、また、各年においてその他の贈与財産との合計額が 110 万円を超える場合、いずれも贈与税の課税対象となります。

2. 取り扱い開始日

平成 28 年 8 月 29 日（月）

以 上

このニュースリリースは、保険商品の勧誘を目的としたものではありません。ご検討、お申込みにあたっては、各商品の最新の「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報） 兼 商品パンフレット」のほか「ご契約のしおり・約款」等を必ずご覧ください。

関西をもっと元気に!!

 関西アーバン銀行



【商品概要】

正式名称		通貨選択型特別終身保険		
契約通貨		豪ドル	米ドル	円
一時払 保険料	最低	5万豪ドル (1豪ドル単位)	5万米ドル (1米ドル単位)	500万円 (1万円単位)
	最高	基本保険金額が5億円 (保険料受領日の換算レートによる 円換算額)		基本保険金額が 5億円
契約年齢 (契約日における被保険者の 満年齢)		0歳～90歳		0歳～85歳
保険期間	第1保険期間	契約日から5年間		
	第2保険期間	契約日の5年後から積立利率適用期間満了まで		
	第3保険期間	積立利率適用期間満了後、終身		
死亡保険 金額	第1保険期間	積立金額(第1保険期間中は複利運用)		
	第2保険期間	基本保険金額－生存給付金既払額		
	第3保険期間	第2保険期間終了時の死亡保険金額をもとにその時の利率等に基づき再計算した額		
終身保障倍率		生存給付金支払後の保険金額の、生存給付金に対する倍率を設定いただけます。 ※通貨・金利環境等によりお取り扱い範囲を変更する場合があります。		
		3・5・10倍		5・10倍
積立利率適用期間		契約日から20年間		契約日から 30年間
生存給付金支払回数		5・10・20回		10・20・30回
		※生存給付金支払日(支払事由発生日)は契約日(翌年度以降は毎年の契約応答日)の翌日となります。 ※通貨・金利環境等によりお取り扱い範囲を変更する場合があります。		
生存給付金受取人		契約者＝被保険者の場合は、被保険者(＝契約者)本人または3親等以内の親族。 契約者≠被保険者の場合は、契約者または被保険者のいずれか。 受取人はいつでも変更可能(既に支払事由が発生している生存給付金の受取人は変更不可)		
解約 返戻金	第1・第2保険期間	積立利率適用期間中の解約は、市場調整価格より契約日からの経過年数に応じた解約控除額を差し引いた金額となります。 ※市場調整価格＝解約日の積立金額－市場調整額		
	第3保険期間	保険金額に応じて積立利率適用期間満了日の翌日から解約日までの経過年月数により計算した金額		
増額		お取り扱いいたしません。		
一部解約		お取り扱いいたしません。		

このニュースリリースは、保険商品の勧誘を目的としたものではありません。ご検討、お申込みにあたっては、各商品の最新の「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報) 兼 商品パンフレット」のほか「ご契約のしおり・約款」等を必ずご覧ください。

保険料の払込方法		一時払のみ	
クーリング・オフの取扱い		クーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）の対象です。	
付加 できる 主な特約	遺族年金支払特約	保険金の全部または一部を、一括でのお受け取りにかえて年金形式で受け取ることができます。	
	生存給付金 円支払特約	契約通貨が外貨の場合、生存給付金を円で受け取ることができます。 契約者と生存給付金受取人が異なり、かつ当特約を付加した場合は、指定上限額（10万円以上、1万円単位）を設定いただけます。	
	指定代理請求特約	あらかじめ指定された指定代理請求人が、生存給付金受取人にかわって生存給付金を請求することができます。	
	円入金特約	一時払保険料を円で入金することができます。	
	円支払特約	死亡保険金、解約払戻金などを円で受け取ることができます。	
	外貨入金特約	一時払保険料を契約通貨と異なる外貨（米ドル／豪ドル）で入金することができます。	
諸費用	円入金特約により、 円で保険料を入金する場合の円入金特約 レート（TTS）	TTM+50 銭	
	外貨入金特約により、 契約通貨と異なる外 貨で保険料を入金する場合の外貨入金特 約レート	$(\text{契約通貨の TTM}+25 \text{ 銭}) \div (\text{払込通貨の TTM}-25 \text{ 銭})$	
	円支払特約により、 円で保険金等を受け 取る場合、または生存 給付金円支払特約に より、生存給付金を円 で受け取る場合の円 支払特約レート（TTB）	TTM-50 銭	
	第1 保険期間中および 第2 保険期間中にご 負担いただく費用	積立利率は、保険関係費を差引いた利率を適用するため、直接負担いただく費用はありません。 第2 保険期間中は、積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除します。この費用は、被保険者の年齢および性別などによって異なります。	
	第3 保険期間中にご 負担いただく費用	第3 保険期間の死亡保険金額は、死亡保険金の支払いなどに必要な費用を控除します。 この費用は、第3 保険期間開始日における被保険者の年齢・性別に応じた予定利率等に基づくため記載できません。	
	年金管理費	年金額に対して1% ※上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。	
	解約控除率	8%から年0.8%ずつ10年間通減	5%から年0.5% ずつ10年間通減

このニュースリリースは、保険商品の勧誘を目的としたものではありません。ご検討、お申込みにあたっては、各商品の最新の「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報） 兼 商品パンフレット」のほか「ご契約のしおり・約款」等を必ずご覧ください。

【生命保険全般に関する重要事項】

- ご検討にあたっては、各保険商品の商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報・設計書・ご契約のしおり・約款・特別勘定のしおり（変額終身保険の場合）等の資料をお客さまご自身で必ずご確認ください。
- 変額終身保険はご契約後に保険関係費用、資産運用関係費用、年金管理費用等がかかる場合があります。また、一定期間内に解約・一部解約された場合、解約控除がかかる場合があります。（これらの費用は一時払保険料・契約年齢・性別・経過年数などによって異なる場合がありますため、表示することができません。）
- ご契約中の変額終身保険を解約、一部解約した場合の払戻金は元本を下回る場合があります。
- 一時払終身保険はご契約時の契約初期費用のほか、積立利率を決定する際に、ご契約の維持に必要な費用と死亡保障に必要な費用が控除される場合があります。また、一定期間内に解約された場合、解約控除や市場価値調整がかかる場合があります。（これらの費用は、一時払保険料・契約年齢・性別・経過年数などによって異なる場合がありますため、表示することができません。）
- ご契約中の一時払終身保険を解約・一部解約した場合の払戻金は元本を下回る場合があります。
- これらの商品については、国内外の株式や債券等で運用しているため、株価や債券価格の下落や市場金利の上昇、外国為替相場の変動等により、年金、死亡保険金、解約払戻金等が払込保険料を下回るリスクがあります。
- 外貨建ての保険商品の場合、一時払保険料の振込み、保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
- 外貨建ての保険商品の場合、一時払保険料を契約通貨と異なる通貨で入金する場合、また保険金等を円貨で受け取る場合は、為替手数料がかかる場合があります。
- 外貨建ての保険商品の場合、外国為替相場の変動により、年金、死亡保険金、解約払戻金等を円換算した金額が、払込保険料を円換算した金額を下回るリスクがあります。
- これらの保険商品は当行による元本および利回りの保証はありません。
- これらの保険商品は、引受生命保険会社が保険の引受を行う商品であり、預金ではありません。当行は、募集代理店として、契約の媒介を行います。契約の相手方は、当行ではなく、引受生命保険会社となります。このため、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込に対して保険会社が承諾したときに有効に成立します。
- これらの保険商品は、預金保険の対象ではありません。預金保険については、当行窓口までお問い合わせください。
- 引受生命保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られますが、ご契約の際にお約束した死亡給付金額・年金額、死亡保険金額・解約払戻金額等が削減され、その結果、死亡給付金額・年金額、死亡保険金額、解約払戻金額等が払込保険料を下回るリスクがあります。
- これらの保険商品のお申込の有無がお客さまと当行との他のお取引に影響をおよぼすことは一切ありません。
- 当行では借り入れられた資金（他の金融機関での借入金を含みます）を保険料とする保険商品のお申込はお断りしています。
- 法令上の規制により、お客さまのお勤め先や、融資のお申込状況等によっては、お申し込みいただけない場合がございます。
- これらの商品は、クーリング・オフ制度の対象となりますが、期間に制限があります。ただし、申込者が法人（会社等）の場合または個人事業主（雇用主）が事業としてご契約された場合には、本制度の対象外となります。

このニュースリリースは、保険商品の勧誘を目的としたものではありません。ご検討、お申込みにあたっては、各商品の最新の「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報） 兼 商品パンフレット」のほか「ご契約のしおり・約款」等を必ずご覧ください。